

利用料金のご案内

1. 特別養護老人ホーム（八事苑） < 1か月（31日）当たりの金額 >

基本利用料

	介護サービス費	居住費	食費	合計 (加算を含む)	その他のサービス費等
要介護1	24,420円	滞在費 28,365円 (多床室) 38,161円 (個室) 日額 915円	食費 47,120円 日額 1,520円	(多) 99,905円 (個) 109,701円	①預り金管理サービス費 1,200円 ②喫茶代 200円 ③理髪代 実費 ④嗜好品代 実費 ※行事等で実費を負担していただく場合があります。
要介護2	27,062円	(多床室) 1,231円		(多) 102,547円 (個) 112,343円	
要介護3	29,818円	(個室)		(多) 105,303円 (個) 115,099円	
要介護4	32,459円			(多) 107,944円 (個) 117,740円	
要介護5	35,064円			(多) 110,549円 (個) 120,345円	

※介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合、その認定証に記載された金額が1日あたりの料金となります。

区分	負担限度額				基準費用額
所得階層	第一段階	第二段階	第三段階 (1)	第三段階 (2)	第四段階
居住費	(多) 0円/日 (個) 380円/日	(多) 430円/日 (個) 480円/日	(多) 430円/日 (個) 880円/日	(多) 430円/日 (個) 880円/日	(多) 915円/日 (個) 1,231円/日
食費	300円/日	390円/日	650円/日	1,360円/日	1,520円/日

その他利用料内訳

区分	料金	備考
日常生活継続支援加算	1,192円	認知症日常生活自立度Ⅲ以上のものが65%以上かつ 介護福祉士が6対1以上配置されていること
精神科医療療養指導加算	166円	精神科を担当する医師による定期的な療養指導を月2回以上行うこと
夜勤職員配置加算	430円	夜勤を行う介護職員が最低基準を一人以上の場合に算定
看護体制加算	132円	常勤の看護師を1名以上配置していること
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の14/100	介護職員が積極的に資質向上やキャリア形成が出来る環境を整えかつ研修 経験・技能のある介護職員の賃金の改善等を重点的に実施している場合に ※R6年6月より処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等 ベースアップ等支援加算が一本化。

※夜勤職員配置加算、看護体制加算についても職員の配置により算定可能、算定不可となる場合があります。

※その他のサービス費等で②～④は実際に使われた額になります。

※入所後又は退院後（30日以上入院の場合）30日間は1日当たり約32円が別に必要となります。

※入院・外泊時には介護サービス費用はかかりませんが、居住費及び1日約263円が定められた期間必要となります。

※居住費・食費について、介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合、その認定証に記載された金額が1日当たりの料金となります。但し、外泊（入院）期間中も居室を確保させていただき、翌日から6日以降は基準費用額（多床室：915円/日、個室：1,231円/日）を負担いただきます。

※介護保険負担割合証が2割（3割）の方は基本利用料のなかの介護サービス費（加算含）が2倍（3倍）となります。